

Member Circular 7/2018

クレーム処理におけるEUデータ保護規則の原則の実施

こちらは、英文記事「[Implementation of GDPR principles in claims handling](#)」（2018年5月）の和訳です。

メンバー各位

[2018年2月のサーキュラーno. 1/2018](#)でご案内したとおり、EU一般データ保護規則（GDPR）では、情報漏洩等の違反が生じた場合に高額な罰金が科されることとなります。このサーキュラーは、メンバー、コレスポンデント、その他の関係者の皆様に向けて、違反リスク低減のための追加ガイダンスをご案内するとともに、個人情報の取扱い方法に関して当クラブで予定している変更についてご案内するものです。

個人情報の十分な保護を確保するにあたって当クラブで最大の課題となるのが、船員や乗客の傷病などの人身クレームです。

データの最小化とプライバシーバイデザイン

過去のサーキュラーでもご案内したとおり、GDPRの下では、当クラブは「管理者」に該当し、同規則の遵守を証明する責任を負います。したがって、当クラブでは、データの最小化やプライバシーバイデザインといったGDPRの基本原則に従って、次の事項を実施したいと考えております。

- 流通する個人情報の量を制限すること。
- 個人情報の移転の安全性を高めるために、既存のテクノロジーの活用を強化すること。
- やりとりするデータを可能な限り匿名化すること。

メールでは送受信を繰り返すにつれて宛先がどんどん増えていく傾向があるため、本来メールを受信すべきでない人が途中で宛先に追加されていても、見つけることが難しい場合があります。また、メールを使った詐欺も増えており、業界関係者を騙る人物からメールが届くこともあります。こうした詐欺は金銭目的で行われるケースがほとんどですが、メッセージに返信するだけでデータ漏洩につながるおそれもあります。

人身傷害・疾病の記録を処理するにあたっては、世界各地のメンバーやコレスポンデント、サービス提供事業者の皆様との間で、機微な個人情報を緊急にやりとりしなければならない場合が多々あります。こうした場合においては特に、GDPRの原則の実施が重要となります。

そこで、個人情報を処理するうえでの「ベストプラクティス」に関するガイドラインを、10カ条という形でご案内させていただきたいと思っております。

1. **尊重する**—自身の個人情報をどのように尊重してほしいかを考え、他の人の個人情報も同様に尊重して取り扱うようにしましょう。
2. **メールや紙によって作成する個人情報をなるべく少なくする**—作成され流通する個人情報量が少ないほど、保護も容易になります。クレームの処理に必要な情報だけを送付するようにしましょう。

3. **サイバーセキュリティを確保する**—パスポートや診断書、雇用契約書等を添付して送付する際には、コンピューターシステムの安全性を確保し、パスワードでの保護や安全なメールサーバーを使用するなどのセキュリティ対策を講じるようにしましょう。当クラブでは、機微な個人情報をメールで送付する際には自動暗号化を行う予定です。
4. **匿名化する**—船員やブローカー、サーベイヤー等の個人を識別する場合には、氏名や生年月日以外の方法を使うようにしましょう。他の識別方法としては、船名、事故の性質、下船港などを参照番号と併用することが考えられます。こうした匿名化は、件名やメールの本文だけでなく、クレームの裏付けとなるすべての文書においても可能な限り行うようにしましょう。また、やむを得ず名前を記載する場合は、併記される他の識別情報を可能な限り少なくすることをお勧めします。当クラブでも、クレームについて記載する際に、このアプローチを採用する予定です。このような措置を実施することで、クレームを直接処理する担当者以外によってクレームの当事者が特定されるのを防げるものと考えております。
5. **メールを新規作成する**—やむを得ずメールで個人を特定しなければならないときは、その後のやりとりでは、そのメールへの返信などの形ではなく新たにメールを作成するようにし、同じ個人情報が何度もやりとりされないようにしましょう。
6. **全員に返信する必要があるのか確認する**—「全員に返信」を選ぶ前に、送信先に含まれている全員が本当にそのメールを受信する必要があるのか、今一度確認するようにしましょう。
7. **公式なメールアドレスを使う**—非公式なアカウントや私用アカウントなど、セキュリティが確保されていないメールアカウントは使用しないようにしましょう。
8. **片付けと画面のロックを徹底する**—一席を離れるときは必ず机を片付け、コンピューター画面をロックするようにしましょう。また、紙のコピーは安全な方法で処分するようにしましょう。
9. **GDPR についてよく理解する**—GDPR がどのように自身の業務に適用されるか、違反時にはどのような罰金が科されるかなどを、よく理解するようにしましょう。
10. **ガイドラインを共有する**—このガイドラインを組織内で共有しましょう。

メンバー、ブローカー、外部サービス提供事業者の皆様（当クラブのコレスポンドント、サーベイヤー、専門家の皆様など）も、基本的には当クラブと同じく「データ管理者」に該当するかと思っておりますので、上記セキュリティ対策が実施されれば、当クラブだけでなくメンバーの皆様にとっても、個人情報の処理に関するリスクが低減されることとなります。ぜひ、ここでご紹介した対策や、ご自身の組織に必要なその他の対策の実施をご検討いただきますようお願い致します。

GDPR の域外適用—EU/EEA の域内及び域外から雇用された船員への適用

2018年2月のサーキュラーno. 1/2018でもご案内したとおり、EU（欧州連合）又はEEA（欧州経済領域）の域内に拠点がある船主及び／又はその船舶管理会社は、EU/EEA域内の個人に関する個人情報を処理する場合、GDPRの適用を受けることとなります。例えば、[ギリシャ]国内に運営拠点を持つ船主が、所有船に[ギリシャ人]の上級航海士を配乗させる場合、当該航海士の個人情報は、まさにGDPRの適用対象となります。

一方、EU/EEA域内からEU/EEA域外にデータを移転する場合にも、GDPRの域外適用の対象となる可能性があります。例えば次のようなケースです。

以下に該当する状況で船員を雇用する場合

- EU/EEA 域内に所在する船主/船舶管理会社が、EU/EEA 域外から船員を雇用する場合。
- EU/EEA 域外に所在する船主/船舶管理会社が、EU/EEA 域内から船員を雇用する場合。
- EU/EEA 域外に所在する船主/船舶管理会社が、EU/EEA 域外から船員を雇用する場合において、本船が EU/EEA 域内を航行するために EU/EEA 域内から EU/EEA 域外へとデータを移転する可能性がある場合。

メンバーの皆様がフィリピン、インド、ウクライナといった EU/EEA 域外の国で船員を雇用する場合には、現地配乗代理店を利用されるケースが多いかと思われます。こうした場合においても、船員が EU/EEA 域内に拠点を持つ船主/船舶管理会社に雇用されるのであれば、船員自身が EU/EEA 域内の国籍保有者ではない場合でも、当該船員の個人情報の処理には GDPR が適用されることとなります。

また、EU/EEA 域外に所在する船主/船舶管理会社が、EU/EEA 域内から船員を雇用する場合は、EU/EEA 域内の個人の個人情報を処理することになりますので、この場合の処理にも GDPR が適用されます。

更に、EU/EEA 域外に所在しているメンバーが、GDPR の適用対象である当クラブに保険クレームを送付する場合も、当該保険クレームの処理には GDPR が適用されます。

プライバシーに関する船主の責任

船員の傷病クレームが生じた場合、一般的には各クラブが船主の使用者賠償責任保険を提供することとなります。このような場合、船主/船舶管理会社は、自身の保険者等の第三者との間で船員の個人情報を共有する必要があることを船員に通知する必要があります。

ご利用の船員契約や労働協約にデータ保護条項/通知を盛り込んでいない、あるいはこうした契約等がアップデートされていないという場合も多いのではないかと存じますので、メンバーの皆様におかれましては、船員に必要な通知を行っていることを今一度ご確認くださいませようお願い致します。

メンバーの皆様におかれましては、既に一般的なプライバシー通知（Information Notice や Fair Processing Notice とも呼ばれるもの）を作成いただいている場合であっても、通知の中に、傷病クレームに関する次の規定を盛り込むことをお勧め致します。

- どのような情報が処理されるのか？（例）船員の身元、健康状態、傷病の状況に関する機微な個人情報、経済状況に関する情報等。
- なぜその情報が処理されるのか？（例）治療や保険クレームをサポートするため等。
- どのような法的根拠に基づいて処理が行われるのか？（例）個人の重要な利益を守るため、雇用契約を履行するため、クレームの対応又は防御のため、（保険提供などの）法定の義務を履行するため等。
- 情報は誰に転送される可能性があるか？（例）クレームや船員の治療・移動・送還の管理にあたる EU/EEA 域内外の保険会社、保険ブローカー、医療機関等。
- 情報はどの程度の期間保管されるか？（例）雇用期間、法定保管期限等の関連要因を踏まえて決定する等。

Gard では、メンバーの皆様にご利用いただけるように、データ主体の権利に関する標準的な通知書を作成しております。

[First notice to claimant by the Member \(メンバーから請求者に最初に送付する通知\)](#) (Word)

[First notice to claimant by Gard \(Gard から請求者に最初に送付する通知\)](#) (Word)

上記リストは GDPR の遵守を確保できる網羅的なものではありませんが、メンバーの皆様が当クラブにクレーム情報を提供する際にはご活用いただけるものと存じます。

また、各国の問題や個別事象については具体的な法的アドバイスをさせていただきますようお願い致します。

その他、当クラブがメンバーの皆様におすすめしている措置については、前回のサーキュラーに記載の「メンバーへの影響」をご参照ください。

ご質問やご意見がございましたら、アレンダルオフィスの [Stig Garmann Tønnesen](#) もしくはガードジャパン (gardjapan@gard.no) までお問い合わせください。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。